

議案第 6 0 号

大口町国民健康保険条例の一部改正について

大口町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 1 年 9 月 3 日提出

大 口 町 長 酒 井 鎧

(提案理由)

この案を提出するのは、健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成 2 0 年政令第 1 3 9 号）が、平成 2 1 年 5 月 2 2 日に施行されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険条例（昭和３４年大口村条例第３号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（平成２１年１０月から平成２３年３月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

- ５ 被保険者又は被保険者であった者が平成２１年１０月１日から平成２３年３月３１日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第６条の規定の適用については、同条第１項中「３８万円」とあるのは、「４２万円」とする。

附 則

この条例は、平成２１年１０月１日から施行する。

大口町国民健康保険条例新旧対照表

新	旧
附 則 (施行期日) 1～4 略 <u>(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)</u> <u>5 被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第6条の規定の適用については、同条第1項中「38万円」とあるのは、「42万円」とする。</u>	附 則 (施行期日) 1～4 略